

# 年収1,000万円を超えると 税金が大きく増えるって本当？

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

-今回の数字-

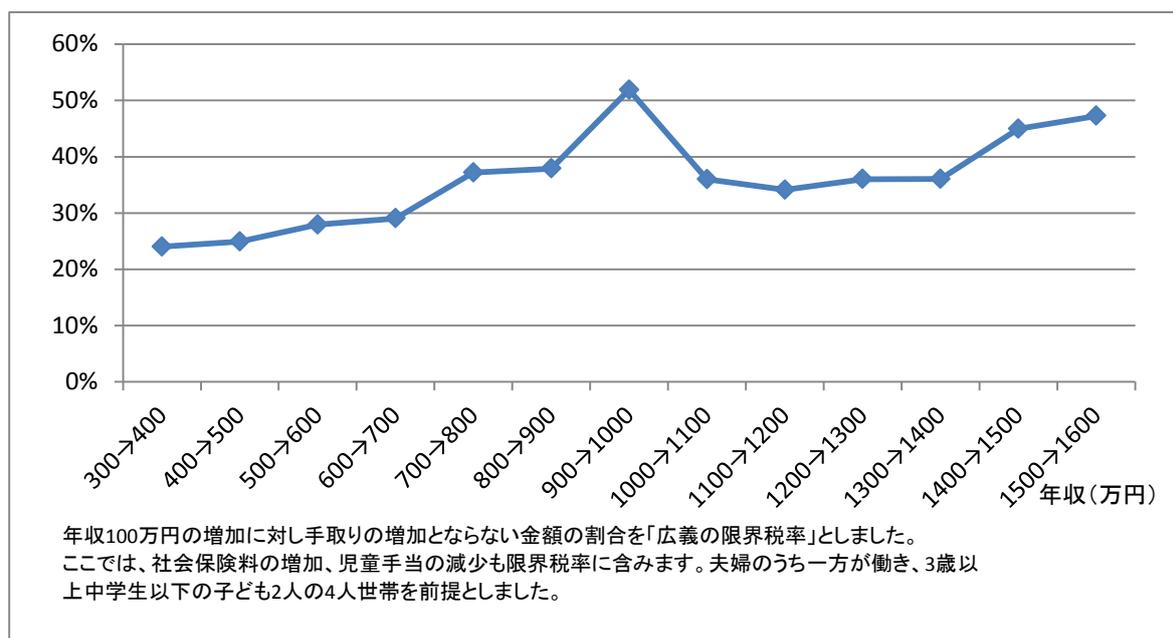
51.89%

(何の数字であるかは、後ほど紹介します)

昇進や昇給、ボーナスの増加などによって税込みの年収が増えても、手取りはあまり増えた気がしていない…そう感じている人もいるかもしれません。

下のグラフは、年収100万円の増加に対する広義の限界税率を試算したものです(ここでは、税、社会保険料に児童手当の有無も考慮しています)。100%から限界税率を引いた残りが手取りの増加分となります。

## 年収100万円増に対する広義の限界税率



年収 300 万円から 600 万円の範囲では、年収 100 万円増に対する限界税率は 20%台です。しかし、年収が 700 万円から 800 万円に増加する際には 40%弱まで跳ね上がります。このあたりから、年収が増えても手取りの増加を実感しにくくなるものと思います。

極端なのは、年収が 900 万円から 1,000 万円に増加するときです。この際の限界税率はなんと 51.89%です。100 万円の年収増に対して手取りの増加は 48.11 万円と半分以下です。児童手当の所得制限ラインをまたぐことにより、子どもがいる世帯で給付額が一気に減るためです。

児童手当の所得制限ラインを超えたあとは、限界税率はいったん 40%弱に下がり、また上昇に転じます。

本来ならば、限界税率は年収の増加に応じて少しずつ上昇する形にするべきですが、児童手当の所得制限がそれをゆがめているのです。

年収の増加分の半分以上も持って行かれるとすると、昇進への期待や勤労意欲もそがれてしまうかもしれません。年収 1,000 万円というのはサラリーマンにとってある種の「目標」としても意識されるだけに、この前後で急激に負担が増えることのないよう、ゆがみのない税・社会保障制度を構築することが望まれます。

今回の数字—51.89%

年収が 900 万円から 1,000 万円に増加したときの広義の限界税率（片働き 4 人世帯の給与所得者、2014 年）

（出所）法令をもとに大和総研試算

もう少し学びたい人へ

#### ◆年収 1,000 万前後の層に対して影響がある制度改正について知りたい

→是枝俊悟「年収 1,000 万円前後の層に負担増が集中する」（2014 年 1 月 28 日）

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140128\\_008144.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140128_008144.html)

#### ◆児童手当の所得制限ってなに？

→是枝俊悟「新旧児童手当、子ども手当と税制改正の Q&A」（2012 年 5 月 14 日）

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/12051401tax.html>

※本稿は、「週刊ダイヤモンド」2014 年 3 月 22 日号、29 ページへの寄稿を再構成したものです。

（次回は 9 月 28 日に掲載します）

以上